

保護者のみなさまへ

～就学援助制度のお知らせ～

伊予市では、経済的な理由で公立小・中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して、義務教育の円滑な実施に資することを目的に学用品費の一部や修学旅行費、給食費などの援助を行っています。

この制度を希望される方は、お子さまが通学している小・中学校又は共同学校事務室へお申し込みください。なお、この制度は毎年度お申し込みが必要ですので、現在認定されている方も必ずお申し込みください。

◎援助の対象となる方

以下のいずれかに該当する方（ただし、世帯内で該当理由はいずれかに統一してください。）

※生活保護を受給している方は対象となりません。

該 当 理 由		必 要 書 類	備 考
①	生活保護が停止又は廃止された方 ※停止又は廃止後に世帯の構成が異なる場合は、この理由での申請はできません。	被保護児童生徒決定通知書（写）	停止又は廃止され、申請を希望される場合は、速やかに学校へお申し出ください。
②	市町村民税が非課税の方	市県民税所得・課税証明書	「高校生まで」を除く全員の証明が必要です。「大学生も」証明が必要です。（世帯分離を問わず同一の住所の方全員の証明が必要です。）
③	市町村民税が減免されている方	市民税・県民税減免決定通知書（写）	
④	個人事業税が減免されている方	通知書（写）	
⑤	固定資産税が減免されている方	固定資産税減免決定通知書（写）	
⑥	国民年金の掛金が減免されている方 ※4分の1免除は対象外です。 ※世帯に国民年金以外の年金が対象の方がいる場合等は、この理由での申請はできません。	国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書（写）	20歳以上60歳未満の全員の証明が必要です。（世帯分離を問わず、同一の住所の方全員の証明書が必要です。）
⑦	国民健康保険の保険料が減免 又は 徴収猶予・軽減されている方	国民健康保険税減免決定通知書（写）	世帯の方全員の氏名が確認できる必要があります。（世帯分離を問わず、同一の住所の方全員の証明書が必要です。）
⑧	児童扶養手当を受給されている方	児童扶養手当証書（写）	有効期限切れにご注意ください。
⑨	生活福祉資金の貸付を受けている方	生活福祉資金貸付決定通知書（写）	貸付を受けた（返済を開始した）年度のみ
⑩	①～⑨以外で経済的理由によりお困りの方	市県民税所得・課税証明書	「高校生まで」を除く全員の証明が必要です。「大学生も」証明が必要です。（世帯分離を問わず同一の住所の方全員の証明が必要です。）

☆留意事項☆

②と⑩の項目で必要な「所得（課税）証明書」は原本をご提出ください。世帯分離を問わず同一の住所の方全員の証明書が必要となります。審査の際に、申請された世帯員の他に同居者がいないか確認を行う場合がありますので、ご了承ください。市役所税務課で取得できます。（なお、小学校と中学校にお子さまがいる場合は、いずれかに原本を添付すれば、もう一方はコピーでかまいません）また、③～⑨の項目で必要な書類はコピーでかまいませんが、各学校又は共同学校事務室が原本を確認させていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

◎申請の方法

申請先はお子さまが通学している小・中学校です。（学校又は共同学校事務室へお申し出ください）

各学校・各共同学校事務室に「就学援助希望申請書（兼委任状・同意書）」がございますので、必要事項を記入して、該当理由に必要な書類（所得証明書など）と一緒に学校へ提出してください。

なお、小学校と中学校にお子さまがいる場合は、それぞれへ申請する必要があります。

※「就学援助希望申請書（兼委任状・同意書）」の家庭状況の欄は、令和7年12月31日現在の状況をご記入ください。

◎お願い

就学援助の受給中に、経済状態が良くなったり、生活状態が申請時と大きく変わったりしたなどの理由により、就学援助を受ける必要がなくなった時は、速やかに学校へお申し出ください。（認定後に受給要件を満たしていなかったことが判明した場合、遡って就学援助費を返還していただくこととなります。）

◎申請の受付時期

	学 年	申請の受付時期	認定月日（援助開始日）
当初認定 （年度の初めから認定される場合）	在学中の児童生徒	毎年1～2月頃 ※令和8年度の認定を希望する場合は、令和8年1月～2月頃の学校又は共同学校事務室での受付時期にお申し込みください。	4月1日
	新1年生	4月末日まで （この時期を過ぎますと、お支払いできなくなる援助費がございますので、あらかじめご了承ください。）	4月1日
追加認定 （年度の途中から認定される場合）	すべての学年	原則として随時受付 （年度途中の認定のため、援助費の月割りによる減額や、お支払できない費目がある場合がございますので、あらかじめご了承ください。）	原則として申請日の翌月1日 例）6月7日に申請した場合 →認定月日は7月1日となります。

◎援助費の内容

	《参考》令和7年度の援助内容		
	小 学 校	中 学 校	備 考
学用品費等	1年 13,230円 2年～ 15,500円	1年 25,040円 2年～ 27,310円	年額です。認定月日によって月割りとなります。
新入学児童生徒学用品費 （入学前支給の場合、 入学準備金）	57,060円	63,000円	4月1日に在籍し認定を受けている1年生に限りです。
修学旅行費	実費（一部対象とならない経費があります。）		修学旅行実施前までに認定された児童・生徒に限りです。
宿泊を伴う校外活動費	実費（一部対象とならない経費があります。）		宿泊を伴う校外活動実施前までに認定された児童・生徒に限りです。
給食費	実費		
PTA会費・生徒会費	各家庭で負担する会費分		生徒会費は中学生のみ対象です。
クラブ活動費・体育実技用具費	クラブ活動費（上限）30,150円 体育実技用具費（上限）7,650円 部活動や保健体育の時間に必要な用具費		中学生のみ対象です。 （対象となる用具が決まっています。）

◎その他援助費の支給方法と時期

援助費は、一旦伊予市教育委員会から学校長口座あてに振り込みます。その後、学校を通じて保護者の口座等に支給されます。（ただし、給食費など学校で精算するものもあります。）

○教育委員会から学校長口座へ振り込む時期

入学準備金・・・・・・・・・・・・・・・・・・3月 ※新年度から小・中学校へ就学予定の方に限りです。

学用品費・PTA会費・生徒会費等・・・・年3回（7月・10月・1月頃を予定）

※追加認定等の場合はこの限りではありません。

新入学児童生徒学用品費・・・・・・・・・・6月 ※4月1日認定の1年生で入学準備金の給付を受けていない場合に限りです。

修学旅行費・宿泊を伴う校外活動費・・・・学校の精算終了後

※認定者（保護者）の口座等への支給はこれより後になります。

【問い合わせ先】

郡中小・伊予小・下灘小・由並小・翠小・伊予中・双海中
の入学予定又は上記の小・中学校在学中の児童・生徒の保護者の方
郡中共同学校事務室（郡中小学校内）：089-982-0181
南山崎小・北山崎小・中山小・佐礼谷小・港南中・中山中
の入学予定又は上記の小・中学校在学中の児童・生徒の保護者の方
港南共同学校事務室（港南中学校内）：089-982-0068
担当課 伊予市教育委員会学校教育課：089-989-9871